

やまと得々ニ情報

第 82 号 2003 年 5 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 日置郡郡山町油須木 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

E メール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

シックハウス対策！間違えると大変

80, 81号と改正建築基準法によるシックハウス対策についてお知らせしてきましたが、その内容はなかなか理解できません。ただ、7月1日以降着工する居室のある建物については、①内装仕上げ材の使用制限が始まる。②原則として居室において、機械換気設備を設置しなければならない。③建築確認の時点で内装仕上げ材と、その使用面積を設計図書で明確にしなければならないということが、義務付けられています。そして、これに違反した場合は設計者にも施工者にも罰金が課せられます。

ところで、シックハウス、シックスクールという言葉が最近良く耳にしますが、施工業者の対応によっては裁判になっている事例もたくさんあるようです。とくに「健康住宅」と強調した為に基準法に適合した空気環境の建物であるにもかかわらず、化学物質過敏症の方が入居したら健康被害が出たと訴えられた事例もあります。セールストークには十分注意しましょう。

木材は今回の規制では使用量の制限はありませんが、建材メーカーも使用制限を受けないF☆☆☆☆の製品にシフトしており、木材の需要拡大はあまり期待はできないでしょう。それどころか、今月(5月)アセトアルデヒドの基準値が発表されそうです。そうになると、木材の使用量が制限される可能性さえあります。化学物質は製造方法でその発生量を抑えることができますが、自然のものはその使用量でしか発生量は制限できません。「森林浴」の効用をうたう一方でその揮発性物質を制限する、なんとも不思議な法律です。自然のものでも人間に害するものはたくさんあります。桧やヒバなどの臭いにも不快感を感じる人もいます。また、「ウルシ」にかぶれる人はたくさんいます。しかし輪島塗などうまく利用することで、素晴らしい保護塗料となっています。さらに、世の中には「そばアレルギー」の方がいます。だからといって一律に「そばは1回にこれだけしか食べてはいけない」という強制法が成り立つのでしょうか。いずれにしても室内環境をより安全にすることが目的ということですが、何か納得できないのは私だけでしょうか。

鹿児島でも「木造住宅シックハウス対策講習会」が開催される予定です。日時・場所・申し込み方法等は下記、情報をご確認のうえ是非ご参加ください。改正基準法の詳しい内容はその時ご確認ください。ただ、今後、新建材が使われる際には「製品安全データシート」(MSDS)を取寄せるようにした方が、7月以降安心して仕事ができると思われま

【情報】 「木造住宅のシックハウス対策講習会」が下記日程で行われます。

定員(400人)になり次第締め切るそうです。お早目の申込を

日時 平成15年6月20日(金) PM 1:00~6:00
会場 かごしま県民交流センター 受講料 3,000円
申込方法 往復ハガキにて申し込む (氏名、講習会名、受講地
受講日、勤務先、住所、郵便番号、電話・Faxを記入)
申込先 (財)日本建築センター情報事業部 (Tel 03-3434-0716)
〒105-8438 港区虎ノ門3-2-2 第30森ビル



【定休日】 5月は3, 4, 5, 11, 17, 18, 24, 25 となります
6月は1, 7, 8, 14, 15, 21, 22, 29 となります
ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)